

社会保障審議会 介護保険部会（第48回）	結城委員 提出資料
平成25年9月18日	

平成25年9月18日（水）

社会保障審議会介護保険部会

結城 康博
(淑徳大学教授)

今回の審議にあたって、以下のとおり私見と事務局への質問を述べさせていただきます。

(私見)

1. 在宅系サービスについて

①混合介護（保険サービスと保険外サービス）

介護保険サービスは「準市場（疑似的市場）」であり、「純市場（完全市場）」ではない。そのため「供給が過度な需要を生む」といった無駄な保険給付が生じることが不適切である。ゆえに「混合介護」を否定するつもりはないが、不適切なビジネス体系に陥る危険性も否定できないため、詳細を分析しながら場合によっては何らかの規制を考えるべきである。

②お泊りデイサービス（通称）について

「お泊りデイサービス」の中には質の悪いサービスがあるため、法定外部分といえども保険給付と併用する場合、「宿泊」部分については全国一律の規定を設けるべきである。

③小規模デイの指定権限の移行について

一部を除き市町村の現場力低下は否めないため、段階的に権限を委譲していくという意味で十分な経過措置を設けるべきである。

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの問題は普及啓発の視点も重要だが、根本的な問題は他にも多々あるため、別途、検討会を設けて再構築を図るべきである。

⑤福祉用具

保険給付として福祉用具貸与のみしか利用していないケースは、ケアマネジャー有資格者の福祉用具専門相談員に業務を移譲することも検討すべきである。

⑥介護分野における看護師不足について

訪問看護師を中心に介護分野の看護師不足は深刻であるため、医療と介護における公正な看護師配置施策を考えないと、根本的な問題解決にはいたらない。

2. 施設系サービスについて

①特養の入所申込要件と居室形態について

入所申込要件を中重度に特化していく議論は、要介護認定の結果に一部地域間格差が見られることから、変更するならば「要介護2～」とすべきである。なお、原則、新設特養の居室は個室としながらも、状況に応じて一部プライバシーに配慮しながら多床室も増やすべきである（柵による間仕切りなど）。

②高齢者向け住まいについて

サービス付高齢者住宅において、重度の方が安心して暮らしていくには、「生活支援員」の責務に、現行の規定よりも介護的業務の要素をさらに加えるべきと考える。なお、サービス付高齢者住宅ではないが、看板上「高齢者住宅」といったビジネスモデルが一部に見られ、サービスの質や不適正な介護保険給付が懸念される。

また、住宅型有料老人ホームの一部に、モラル的に問題があるサービス体系が見られる。その他も含め、詳細を検証しながら「住まい」との絡みで何らかの対応が必要と考える。

③介護型療養病床について

医療的ニーズを伴う要介護高齢者が増えており、それらの受皿不足を考えて介護型療養病床の廃止時期を延期すべきではないか。

(事務局への質問)

Q1：保険給付と絡む保険外サービス自体に何らかの規制を設けることは法的に可能か否か？

以上